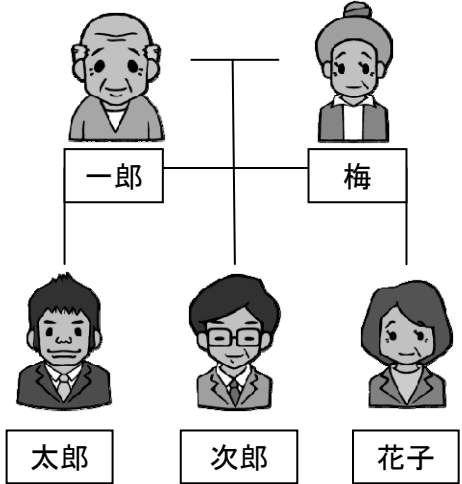


# 今から始める相続対策！

## 3. 生命保険を賢く活用しましょう。

では、ひょうご家の相続に対する取り組みにスポットを当てて相続対策について考えていきましょう。

 <p>一郎 梅 太郎 次郎 花子</p>	<p>一郎の資産 12億</p> <p>生活状況 一郎と梅は、太郎の家族と同居（生計一） 次郎は、結婚して別居 花子は、結婚して別居 太郎は妻と子の3人家族</p>
---	--

### Q3

生命保険を使った相続対策って、難しそうだけど本当に得になるの？  
どうやって加入したらいいの？



### A3

死亡により受け取った死亡保険金は、  
非課税枠までは相続税がかかりません。  
非課税枠の計算方法

$$500\text{万円} \times \text{法定相続人の数} = \text{非課税の金額}$$



#### ◆ 今後の相続税改正の影響

現在、相続税は増税の方向で改正が検討されています。この死亡保険金の非課税枠についても、縮小が検討されています。今後、予定される改正項目については、58、59 ページをご覧ください。

#### ◆ 生命保険加入の最大の注意点！

生命保険は、「契約者・被保険者・受取人」に誰がなっているかによってかかる税金が変わります。

	契約者 (保険料を払う人)	被保険者 (保険の対象者)	死亡保険金受取人 (保険金を受け取る人)	受け取った保険金に かかる税金の種類
①	父	父	母又は子	相続税
②	母	父	母	所得税 (一時所得)
③	母	父	子	贈与税

相続税の非課税枠が認められるのは、①の加入のパターンです。生命保険の「契約者・被保険者・受取人」を確認し、思わぬ税金がかからないようにしましょう！

#### ◆ 死亡保険金の受取人は後継者にしましょう。

①のパターンで受け取った死亡保険金は、非課税枠までは税金がかかりません。そのため、この死亡保険金を相続税の納税資金や他の相続人に対する代償金の資金に使うことが出来ます。配偶者は相続税では優遇されており、基本的に相続税がかからないため、納税資金の心配がありません。相続税の支払いが心配な子や他の相続人に代償金を支払わなければならない後継者を受取人に変更し、保険金を資金として考えてみましょう。

#### ◆ 名義保険にご注意

子が保険契約者である保険の保険料の引落とし口座が亡くなった父だった場合、その保険の満期金は父の財産として相続税がかかってしまいます！その様な思わぬ税金がかからないようにするためにも、子の保険料を父が払ってあげたい場合は、16 ページの注意点を守って、父から子に贈与したお金をもとに、子の口座から保険料を引き落とすようにしましょう。

～死亡保険金の受取額は遺産分割対象外！～

死亡保険金の受取額は、遺産分割の対象外となり遺留分の対象になりません。ひょうご家の例でみてみましょう。一郎が亡くなった時、遺産が1.5億あったとします。相続人は、梅・太郎・次郎・花子の4人です。太郎が後継者とします。

①生命保険契約前

遺産 1.5億円のうち、梅の法定相続分は1/2 7500万円→(遺留分3750万円)

太郎の法定相続分は1/6 2500万円→(遺留分1250万円)

次郎の法定相続分は1/6 2500万円→(遺留分1250万円)

花子の法定相続分は1/6 2500万円→(遺留分1250万円)

太郎が最大限取得できる財産  $1.5 \text{ 億円} - (3750 \text{ 万円} + 1250 \text{ 万円} \times 2) = 8750 \text{ 万円}$

②生命保険契約後(受取人長男の6000万円の生命保険に加入)

遺産 0.9億のうち、梅の法定相続分は1/2 4500万円→(遺留分2250万円)

太郎の法定相続分は1/6 1500万円→(遺留分750万円)

次郎の法定相続分は1/6 1500万円→(遺留分750万円)

花子の法定相続分は1/6 1500万円→(遺留分750万円)

太郎が最大限取得できる財産  $0.9 \text{ 億円} - (2250 \text{ 万円} + 750 \text{ 万円} \times 2) = 5250 \text{ 万円}$

$6000 \text{ 万円} + 5250 \text{ 万円} = 1 \text{ 億 } 1250 \text{ 万円}$

生命保険は、保険契約者、被保険者、受取人で考えましょう！



- ① 非課税となるのは、  
500万円×法定相続人の数
- ② 保険契約者、被保険者、受取人で、かかってくる税金が変わってきます。確認しましょう。